

1 会議名

第1回阿賀野市障害者自立支援協議会

2 開催日時

平成29年6月30日（金） 午後1時30分から午後3時まで

3 開催場所

水原保健センター2階 介護認定審査室

4 出席者の氏名（敬称略）

- ・丸田秋男、湯浅優、近藤浩、五十嵐愛子、佐藤寿樹、田中晋、小林茂之、星玲子
（欠：音田律子、関川敦子）（10人中8人出席）
- ・事務局 障がい者基幹相談支援センター 立川センター長、帆苺係長、
障害福祉係 渡辺主幹

5 議事

- (1) 障害者自立支援協議会各部会の活動計画について
- (2) 阿賀野市手話言語条例（案）について
- (3) 権利擁護連絡会の立ち上げについて
- (4) 障がい福祉計画について

6 発言の内容

開会 <事務局>

立川： これより平成29年度第1回阿賀野市自立支援協議会を開催したいと思いますので宜しくお願いいたします。この4月から障がい者基幹相談支援センターにまいりました立川と申します。今回、進行させていただきます。宜しくお願いいたします。

本日、議事録作成のため、録音させていただきますのでご了承お願いいたします。本日の出席状況です。お2人より欠席の連絡をいただいております。本協議会委員の過半数が出席されておりますので本日の会議は成立していることをご報告いたします。

委員の改選によりまして、あらたに3名のかたを選任いたしました。また、このたび改めまして会長を選出していただきたいと思っております。どなたかご推薦ございませんでしょうか。

湯浅委：豊かな経験と識見をおもちで、長年阿賀野市の障がい者福祉政策に関わってこられました丸田先生に是非お願いしたいと思います。

立川：ありがとうございました。ただいま、湯浅委員より丸田委員をとのご発言がありました。委員の皆様いかがでしょうか。
では、引き続き丸田様から会長をお願いしたいと思います。先生のほうから一言ご挨拶をお願いいたします。

丸田委：引き続き会長に選出されましたので、精いっぱい役割を果たしていきたいと思っています。宜しくをお願いいたします。

立川：ありがとうございました。それではさっそく議事にはいらさせていただきます。ここからは、会長より進行をお願いしたいと思います。

議事（１）障害者自立支援協議会各部会の活動計画について

会長：議題にそって議事をすすめてまいります。障害者自立支援協議会各部会の活動計画について事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：それぞれの部会の活動予定について説明させていただきます。

はじめに就労部会です。

今回は９月と１月に就労部会開催予定となっております。ダイレクトＢという高等部卒業の就職したことがない人に対する進捗状況を確認しながら活動していく予定です。

一番大きな行事がハローワーク新発田さま主催による障害者雇用促進会への協力です。今年度は１１月１７日金曜日を予定しております。これにともない、応援セミナーということで事前の１１月２日と９日に本番に向けての予備練習日を設定しております。

次に物品調達の関係ですが、今年度の目標は１００万円となっております。２８年度実績は６６万１千円。開始当時の目標金額５０万円の倍の金額を設定できるようになってきております。昨年度からおこなっている、事業所との各課へ出向いてのお願いも反映されており着実に伸びております。

続きまして住まい部会です。

今年度は11月18日土曜日にセミナーを開催する予定になっております。これは当事者向けの困っていることを解消できるようなセミナーです。具体的な案は住まい部会において検討中となっております。阿賀野市で福祉有償運送も含めて移動支援が進まない状況でありますので引き続き検討課題とすることになっております。

続きまして退院促進部会です。

この部会は昨年度から立ち上げました。昨年度はなかなか単独で動けませんでした。阿賀野市は五泉市と阿賀町で新潟圏域に属しており、圏域部会での南浜病院と新津信愛病院との連絡会は今年度も継続といたします。新潟大学と新潟市民病院を除く新潟地域にある精神科病院に出向いて現状把握するという圏域の活動に、今年度一緒に参加させていただきます。阿賀野市の市民のかたは県立新発田病院や有田病院の下越圏域に通院されているかたが多いということで、今年度は下越圏域のこの2つの病院と阿賀野市の退院促進部会で連絡会を開催させていただく予定にしております。また、病院向けのアンケートも考えております。地域資源もないなか、どうしていかうかという検討課題もあがっておりますが今年度はこのような活動を進めさせていただこうと思っております。

続きまして地域生活支援拠点等支援事業です。

昨年度から立ち上げております。本来であれば29年度までに圏域と各市町村に拠点と呼ばれる施設をとというたいかたでしたが、国のほうも32年度までということで延長になっております。しかし、計画見直しの年でもありますので阿賀野市モデルを確立するということを目標に、今年度活動していきたいと思っております。

続きましてとぎれない支援部会です。

幼児部は早期発見早期支援について検討をおこなうということで、三条市で「三条っ子発達応援事業」というものが展開されているということですので視察研修を予定しております。

続きまして学齢部です。「だいじょうぶだよ そうだんしてみて」カラー版がようやく発行となりました。この作成を一区切りとし、次にとぎれない支援シートを作成しまして見えてきた空白の支援部分を洗い出し、協議会の提案事項の検討をしていくということになっております。

青年部につきましては引き続き検討事項になっております、「若者の居場所づくり」について検討をおこなっていくことになっております。将来的には地

域活動支援センター I 型の設置が望ましいというご意見もでているようです。以上、各部会についての説明になります。

続いて、基幹相談支援センターの事業計画案についてです。

今年度の目標としては相談支援体制を強化と、拠点事業の実施整備の推進と、総合相談・専門相談・困難事例を中心とした障害福祉の現状把握から福祉計画につなげていきたいと思えます。また、啓発活動を推進していきます。

今年度 10 月 14 日土曜日に五泉市・阿賀町の 2 市 1 町の合同フォーラムが阿賀野市において開催されます。今回は、初の試みですが社会福祉協議会のボランティアフェスティバルと共同開催です。フォーラムのテーマが「みんなごちゃまぜ！ 支え合は地域と笑顔の^{サポーター}応援団」です。みなさんに楽しんでいただき、また、関係者以外からいかに参加してもらうかということを検討しております。

当事者支援としては「きやすさ」です。作業所に通えない人、通えるけどまだ不十分な人を対象に月に 1 回開催しております。

家族支援については、8 月から 12 月に発達障がい者の家族教室を、県の派遣事業を利用させていただいて、共同開催する予定になっています。

会 長： 以上につきまして、皆様からご意見ご質問などありますでしょうか。退院促進部会の計画につきましては、B 委員からご意見ありましたら是非いただきたいと思えますが。

B 委員： これまでの南浜病院、新津信愛病院との連絡調整は大変よいと思えます。阿賀野市の医療は新潟圏域ですが保健所関係は新発田管轄、医師会も新発田医師会。ということは微妙にズレがあって、医療関係者は新発田との会合や医師会活動に参加されるなど、非常に複雑な地域であります。新発田地区の精神科との連携は非常にだいじです。ですので、新潟圏域以外の情報収集は有効だと思えますので今年度も継続していただければと思えます。

会 長： 生活支援拠点事業についての阿賀野市モデルの検討の今後は。

事務局： ワーキンググループで話しが出てくるのが新潟圏域に精神科病院がないというところで、「バックアップ病院はここです。」という体制があれば動きやすいの

ではという検討も今後の課題です。

会 長： いかがでしょうか。A委員、今年度の計画についてご意見があれば。

A委員： 就労部会の物品調達についてです。今年から回り順番の2ケ年ですが、市内事業所の連絡協議会の会長ということで、市からの物品調達の事務局となっています。先ほどお話がありましたが、今年は100万円目標。年々確実に市からの受注が増えてきているというのは喜ばしいことです。今年度も6つの課からたくさん仕事をお受けしました。それを市内の事業所でできそうな仕事を振り分けていくということをしています。いままでおこなっていたことに加えて新しくできそうなことを課から増やしていただいて、また、市当局や就労部会からも働きかけていただけるといい方向に進んでいくのではと思います。

会 長： 他にいかがでしょうか。

I委員、新発田のハローワークさんからは本当によくやっていただいて、行政との連携のなかで障がい者の雇用が着実に伸びているという評価をさせていただいているのですが、あらためてご発言がありましたらお願いいたします。

I委員： 前任からの話でも、一生懸命取り組まれているとうかがっております。障がい者の雇用促進ということで就職の数も多いと聞いております。障がい者の雇用率でいうと新発田管轄はあまりよくなかったほうでしたが、数年前からはよくなっています。皆様からのご協力あってのことだと思いますので、あらためて感謝申し上げたいと思います。これからもお世話になりますが、今後ともよろしくお願いいたします。

会 長： 特にご発言がなければ、29年度の事業活動計画については本協議会でご了承いただいたということでよろしいでしょうか。
ありがとうございました。

議事（2）阿賀野市手話言語条例（案）について

会 長： つづきまして阿賀野市手話言語条例（案）についてご説明をお願いいたします。

事務局： 阿賀野市では3月の議会より、手話言語条例制定に向けての取り組みを進めてまいりました。阿賀野市でも手話は言語であるという認識に基づいて手話の普及、ろう者等への理解の促進に関することを基本理念に、障がい者計画の基本

理念でもあります「一人ひとりが生き生きと安心して、ともに支えあい笑顔で暮らせる阿賀野市を目指す」として条例の制定をするものとなっております。条例の素案につきましては、全国ろうあ連盟が作成しています市町村の手話言語条例モデル条例案を基に素案を作成いたしました。条例案については阿賀野市のろう者のかた、阿賀野市で活動されている「あじさい会」という手話サークルのかた、県の聴覚障がい者協会のかたよりご意見をいただいて進めてまいりました。

会 長： どのように審議をして、どこまでご意見をまとめるかです。まずは質問なり意見をちょうだいし、市の条例審査会の審査も経ておりますので大筋でご了承いただいて、その後に細かなご意見があれば委員から事務局に意見を届けていただくようなイメージで審査していきたいと思います。
ご意見はございますでしょうか。

A委員： 条例は条例として、これからの役割や施策が重要になってくると思います。

会 長： 素案をいただいて思ったのは、前文にもりこむか第1条にもりこむかという位置付けは別として、「一人ひとりが生き生きと安心してともに支えあい笑顔で暮らせる」という、まさに阿賀野市の障がい者計画の大事なテーマ「ともに支え笑顔で暮らせる地域社会を実現する」という文言がはいっておりましたので大変うれしかったです。これを生かすのであれば是非、市民の役割というところに反映できるといいなと思ってまいりました。そもそも地域社会の実現ということ自体が目的からも削除されていまして、ともに支え合い笑顔で暮らせる阿賀野市を目指すというのが地域社会の実現と読みかえることができるのでいいのかと思いました。市民の責務というところはもう少し議論をしたいなと思いました。

F委員： これをつくりあげるときに、そもそも手話自体をよく理解していないというのが非常に大きくて、耳が聞こえなかったりお話ができなかったりというかたとの対応のときに「じゃあ筆談で」と簡単に思ってしまうのですが、生まれつき障がいをおもちのかたは日本語を勉強されていないので筆談もできないというかたもいらっしゃるということがわかりました。これをどうやっていこうかというところで、時間のないなか手さぐりで作成してきました。不備な部分はたくさんだとは思っております。お戻りになってからで結構ですので、事務局にご意見いただければと思います。

会 長： 素朴なご意見でも結構です。議論によっては難しい問題ですよ。

B委員： 難しいですよ。産まれながらのかたは手話が言語として成り立っているし、中途からのかたはそれまである言葉を言語として習得されているし、それぞれの位置づけが違っている。

事務局： 手話としての認識は手指を使ってコミュニケーションをとるという認識でいたのですが、ろう者のかたや聴覚障がい者協会のかたのお話で、手話は2つあって、主にろう者のかたは日本語手話で、中途失聴者や難聴者のかたは日本語を習得しているので日本語対応手話を使うとお聞きしました。阿賀野市ではその両方を条例の定義に入れさせていただきまして推進していくこととしております。

会 長： ちなみに阿賀野市での対象者は。

事務局： 3月の議会の答弁で、聴覚障がい者のかたは、中途難聴者のかたや少し耳の聞こえが悪いかたも含めて244名、うち手話が必要なろう者のかたは10名程度ということで認識しています。

B委員： 基本的な質問ですが、日本語手話と日本語対応手話以外の想定は。たとえば、外国のかたとか。

事務局： 現段階ではすべての手話ということではなく、日本語に対応したものでと考えております。

B委員： 病気によっては、しゃべれないし手も動かないし手話もできない難病のかたや、他にもコミュニケーションがとれないかたがたくさんいらっしゃいますので、それらを統括したなかで見守るシステムなどを考えていかなければならないと思います。広い問題のなかのひとつとして、これをモデルに障がいのかたにも広めていただけたらいいなと思います。

会 長： ひとつひとつバリアを解消していくという、大きなものの考え方のなかの一部の手話に着目した条例ということですね。

事務局： 他の市町村は言語とコミュニケーション条例を制定しているところがあるかと思えます。今回、聴覚障がい者協会のかたからも手話言語条例を制定したのち

はコミュニケーション条例というお話もいただいております。

会 長： 他にいかがでしょうか。みなさまお持ちの知識、判断には多少バラつきがあるとは思いますが、事務局から提示をされました手話言語条例（案）につきましては大筋でご承認いただき、尚、各委員からご意見があるようでしたら事務局にお届けをする。そういうことでよろしいでしょうか。

そのあとの取扱いについてご説明お願いいたします。今後の条例制定に向けたおおまかなスケジュールでかまいません。

事務局： 今回、ご意見をいただきましたので条例の最終案を作成しましたら7月の1日に広報でパブリックコメントの周知ということで掲載されます。ご意見をいただくのが7月7日から24日までの期間です。その後はパブリックコメントをとりまとめましてホームページへの掲載となります。条例審査会も通過しておりますので、パブリックコメントの意見をもって最終案となりますので、それが決定しましたら9月の議会に上程ということで予定しております。

会 長： 条例が制定されますと条例の開設なども、市民に対してはお知らせするようなことになるのでしょうか。

事務局： はい。ホームページで掲載の予定です。

会 長： では、大筋でご了承いただきましたでしょうか。
ありがとうございました。

議事（3）権利擁護連絡会の立ち上げについて

会 長： 次に権利擁護連絡会の立ち上げについてです。
説明をお願いいたします。

事務局： 阿賀野市手話言語条例への制定に向けて当事者、また関係機関のかたにお集まりいただきましてご意見いただきながら準備を進めてまいりました。条例制定後は市民のかたにどのように手話をひろめていこうかということが具体的な政策として必要になるかと思いますが、その際に内容を検討する場が欲しいというご意見や要望がありました。

事務局からは今回のように当事者の声や人数の依頼があがった時に柔軟に対応できる場があるといいのではということで、権利擁護連絡会の立ち上げにつきまして提案させていただきました。

この連絡会では、手話や言語条例の制定以外にも、成年後見制度や障害者差別解消法、障害者虐待に関することもあわせて検討でき、またテーマによっては最終メンバーもかわるということも想定しています。

先月ですが、国が地方公共団体に障害者差別解消支援地域協議会という設置に関するガイドラインを示しているのですが、その協議会についても設置形態に特に決まりはなく、既存の協議会のなかでの活用が認められておりますので、阿賀野市としてもこれにかわるものとして、この権利擁護連絡会を立ち上げたいと考えております。

この連絡会は他の部会と同様に詳細な協議内容を集約したものは、最終的にこの協議会で意見をおはかりして決定するということになります。

会 長： 立ち上げの趣旨についてご説明いただきました。ご意見はありますでしょうか。

H委員： 連絡会にする意味は何かありますか。

事務局： 部会にすると開催回数や年に何回の会議を開催するなどの詳細まで決定して活動しなければならない部分もあります。随時、あがってきた議題に対して当事者が集まって会議をするという柔軟な体制でおこないたいというのが目標です。

H委員： 成年後見の動きはどうなっていますか。

事務局： 成年後見につきましては高齢福祉課が主なんですが、プロジェクトチームを立ち上げておまして、今年度は2市1町の合同フォーラムで市民向けの成年後見の研修として、講師に社会福祉士の林先生をお招きして講演していただく予定です。専門職向けにはその後の11月頃に支援者側を対象に弁護士の先生をお招きしての講演会の準備を進めているところです。法人後見についても阿賀野市の福祉法人で引き受けてもらえるところはないかと依頼しているところです。

H委員： 成年後見の市長申立ての実績は。

事務局： 障がい者対象での市長申立ては、去年は1件ありました。今年度も近々1件、

年間で予算化しているのは2～3件です。

H委員：阿賀野市とは限らないのですが、下越地区の市長申立ての要件が厳しすぎるのではと感じています。権利擁護、成年後見の利用促進とありますが、それをものであれば法人後見も進んでいくのかと思います。社協が受けれないとそこで止まってしまい、数年後に状況が動いたときに先がみえないという感じを受けます。市民のかたからそういった意見はないですか。

事務局：申立て自体の要件が厳しいという意見は出ていないのですが、その後の報酬については厳しいのではと事務局レベルでの連絡会や他の市町村が集まったさいには話が出たりはします。阿賀野市だけゆるくしますということにはならないのが現状ですし、市長申立てにつながらなくても成年後見も申立て時には、くらしサポートセンターの職員や相談支援専門員が同行して協力しながら申立てに至ったという件も最近あったようです。

H委員：連絡会で動き始めるというならそれで構わないですが。

事務局：ただ、必要だなというケースは年々あり、現在もまないといけないというケースはでてきています。

H委員：高齢化が進んでいきますとどうしても、成年後見は重要になってきますので今回ここに加わったというのはよいことだと思います。

会 長：組織改正としては、連絡会を立ち上げてモニタリングをしながら、修正が必要なら体制そのものを見直していくという考え方で、スタートを切らせていただくということをご了解いただけますでしょうか。

B委員：どういうメンバーがいらっしゃるのでしょうか。

事務局：最終メンバーは議題にあがってきた内容によってです。

B委員：相談があったときに対応するメンバーが変わるのですか。常設のメンバーがいるわけではないのですね。

事務局：そうです。その関係者が集まってということになります。

B委員： これまでにはいろいろな職種のかたが、あがった議案に対して対応していたのを、ひとつの会として公のものとして設置したということですか。それぞれに専任の連絡会があり、会長がいてという訳ではないのですね。

事務局： そういう堅苦しいものですと集まりにくいということがあります。報酬や予算の面もでてきます。皆さんが柔軟に対応できるようにしたいと思っています。

会 長： 退院促進部会のなかで問題が定義され、協議が必要になったときは、一旦、連絡調整会議に上がりそのなかでどういうメンバーで権利擁護に関する話し合いを持とうかということが調整されて、事柄によってメンバーが調整されるという。この解釈でよろしいでしょうか。

事務局： はい。

会 長： 就労部会からただちに権利擁護連絡会にあがるのではなくて、1回連絡調整会議を経てということですね。

ありがとうございました。権利擁護連絡会に立ち上げについては了承されましたので宜しく願いいたします。

議事（4）障がい福祉計画について

会 長： それでは、障害福祉計画についてご説明をお願いいたします。

事務局： 今年度、障がい者計画と福祉計画の見直しになっております。その検討をこの協議会でおはかりいただきたくということで、計画策定までのスケジュール表を提出させていただきました。自立支援協議会の開催予定を年4回とし、8月にアンケート調査の項目報告について協議をさせていただきたいと思っております。10月に8月9月におこなったアンケートの報告、12月に素案の説明と協議、2月に最終決定にむけての説明や協議を考えております。以上のように計画を組ませていただいております。計画策定については、冊子をつくりあげるまでは、業者委託もさせていただいておりますので、この8月の際には業者が出向いて説明があるかと思っております。その際には資料をお送りいたしますので対応をお願いいたします。今年度は昨年度よりも開催回数が多くなりますが、ご協力のほう宜しくお願いいたします。今までは児童は別の冊子になっておりましたが、1冊にまとめて作成するということです。

会 長： 以上の説明でご質問はありますでしょうか。

調査項目の検討をおこなったうえで、調査の実施に入る前に自立支援協議会で確認ができるという解釈でよろしいですか。

事務局： ここで確認していただいた内容を調査項目として実施するということです。

会 長： かなり大きな調査になりますね。

B委員： 対象のかたは。

事務局： 障害者手帳をお持ちのかたは基本になるかと思えます。

会 長： 他の市町村で、アンケートに無回答が6割を超えている項目があるにもかかわらず、議論されずそのままで作成になっているという例がありました。

H委員： 回収率が低い設問の場合は、そのものが対象になるのかどうか。回収率があがるような質問の内容にしなければいけないのでは。

会 長： そうですね。そんな話も参考にいただきながら実施していただきたいです。一定の回答率は出てくるのですが、項目をみていったときに回答率が低い質問があったりします。

H委員： 回収率が低い項目については、はがきなどで念をおす。そんな方法しか思いつきませんが。

会 長： 業者はどちらが。

事務局： 先日、入札がありまして決まりました。

会 長： いままでの流れをお聞きになっていかがでしょうか。計画を作るときは児童の障がい児の支援計画も盛り込むことになりましたので、児童年齢のお子さんたちのニーズの把握とあわせて、実際現場支援されている方の意見をお聞きしながら、計画作成に取り組んで言って欲しいと思いますが。

全体をとおして何かありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは事務局にお返しいたします。

事務局： 本日はお忙しいところありがとうございました。みなさまのご協力で協議を終了することができました。今後の活動の参考になる貴重なご意見をいただきました。ありがとうございました。

これにて閉会とさせていただきます。